

**一般社団法人海部津島青年会議所**  
**定款**

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人海部津島青年会議所（英文名 Junior Chamber International Amatsushima）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県津島市立込町4丁目144番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、第5条に定める事業を実施、展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼をもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人、法人又はその他の団体の利益を目的として事業を行わない。

2 この法人を、特定の政党のために利用してはならない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- (8) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を推進する事業
- (9) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。

但し、目的達成のために必要な地域選定であると認められる場合はこの限りではない。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した愛知県津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡並びにこれらの近郊に居住する、又は所属事務所を有する満20才以上、満40才未満の品格ある青年。ただし、事業年度の途中において満40才に達した正会員は、その年度終了に至るまで正会員の資格を有するものとし、すでに他の青年会議所会員であるものは、この法人の正会員の資格を有することはできない。

#### (2) 特別会員

満40歳に達したことにより正会員の資格を失った者で、理事会で承認された者。

#### (3) 名誉会員

この法人に功労のあった者で、理事会で承認された者。

#### (4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者。

### (会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

### (会員の義務)

第8条 この法人の会員は、この定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は規則において定める。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第12条 会員がこの法人を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、やむ得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第13条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の総議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し又はこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
  - (2) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (3) この定款又は総会の決議に違反する行為があったとき。
  - (4) 会費の納入義務を1年以上に渡って履行しないとき。
  - (5) 総会及び例会の出席率が30%を割ったとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名するときは、当該会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一に該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

(休会)

第14条 正会員が、やむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費は免除しない。

(会員資格に伴う権利及び義務)

第15条 会員が、第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び数)

第16条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事……………8人以上15人以内

(2) 監事……………2人以上4人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、一般社団・財団法人法上第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員資格及び選任)

第17条 役員は、総会においてこれを選任する。ただし、理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選出する。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

2 理事は、正会員のうちから選任する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼任することはできない。

4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

5 理事のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(役員任期)

- 第18条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
2. 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日任期が満了する。ただし、再任を妨げない。なお、任期の途中において40才に達した場合においても、任期満了までその職に就くことができる。
  3. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。
  4. 理事及び監事は、第16条第1項で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

- 第19条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行を決定する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会が予め定めた順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。
  - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を執行し、事務局を統括する。
  - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務、権限)

- 第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 監事は、理事の職務執行を監査する。
  - (2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - (3) 監事は、この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
  - (4) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - (5) 監事は、総会に出席し、必要があるときは、意見を述べることができる。
  - (6) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - (7) 監事は、前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長

に対し、理事会の招集を請求することができる。

- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集することができる。
- (9) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (辞任及び解任)

第21条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合、その役員に対し、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

#### (直前理事長等)

第22条 この法人には、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。

- 2 顧問の選任に関しては、第17条1項の規定を準用する。
- 3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 4 顧問は理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第18条第1項及び第21条の規定を準用する。

#### (報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員が在籍しているときはその者に報酬を支給することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、総会の決議により定める。

(責任の免除)

- 第24条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。

## 第4章 総会

(種類)

- 第25条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第26条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第27条 総会は、次の各号を決議する。
- (1) 役員を選任又は解任
  - (2) 役員報酬の額
  - (3) 定款の変更。
  - (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
  - (5) 事業報告及び会計報告の承認
  - (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法
  - (7) 規則の制定、変更及び廃止
  - (8) 会員の除名
  - (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
  - (10) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
  - (11) 前各号に定めるほか、法令又はこの定款に定める事項

(開催)

- 第28条 定時総会は、毎年1回1月に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (3) 総議決権5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第29条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集する場合は、次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条2項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第31条 総会は、正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(総会の決議)

第32条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権数の過半数をもって決する。この場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

第33条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第31条及び前条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。
- 3 正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第34条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選出された出席正会員の2人以上が、これに署名押印するものとする。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員の数(書面表決者を含む。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の指名に関する事項

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

- (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
  - (1) 重要な財産の処分又は譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (6) 第24条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結
- 3 直前理事長等は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（種類及び開催）

第38条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度12回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第20条第1項第8号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に定めるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。この場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項に規定は、第19条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第45条 この法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究、企画、立案及び実施するために、年6回以上例会を開催する。なお、当該事業年度の前期（1月から6月の期間）及び後期（7月から12月の期間）で、各3回以上は開催するものとする。但し、災害の発生により、例会の開催が困難である又は会員の生命に危険が生じると、理事長が判断した場合においてはこの限りではない。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第46条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、企画、立案及び実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、理事長がこれを任命する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第47条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会計原則)

第49条 この法人の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、また同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。）並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

- 2 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか、この法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 この法人が、重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、また同様とする。

## 第8章 管理

(事務局)

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
  - 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
  - 4 前各号のほか、事務局に関し必要なことは、理事長が理事会の決議により定める。

(帳簿及び書類の備付け)

- 第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款その他諸規則
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 役員名簿
  - (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
  - (5) この定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
  - (6) 事業計画書及び収支予算書
  - (7) 事業報告書、計算書類等
  - (8) 監査報告書
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 会員は前各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができ、理事長は正当な理由なくしてその閲覧を拒むことができない。
  - 3 第1項各号の帳簿及び書類は法令又はこの定款に別段の定めがあるものを除き事務所に5年間備え置くものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。(公告)

第57条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第59条 この法人は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併したときは、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第60条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第62条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第63条 この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 補 則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別にこれを定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事である理事長は服部高志、最初の業務執行理事である副理事長は永坂規明、平野伸弥、及び浅井治行並びに専務理事は吉岡和也とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の登記を行ったときは、第48条の規定に関わらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、一般社団法人設立の登記の日を開始日とする。

**一般社団法人 海部津島青年会議所**  
**運営規則**

本運営規則は、本会議所定款に定めるところに基づき、一般社団法人海部津島青年会議所の活動を充実し、その運営を円滑ならしめる目的を以って必要なる細目を定めたものである。

**第1条（目的）**

1. 定款第53条の規定に基づき、一般社団法人海部津島青年会議所運営規則を定める。
2. 本運営規則は、定款に定める目的を達成するために一般社団法人海部津島青年会議所（以下、本会議所という）の運営の原則を定め、その円滑化をはかることを目的とする。

**第2条（役員の仕事）**

1. 役員の仕事については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。
2. 理事長は次の仕事を有する。
  - (1) 本会議所の事業計画の立案およびその実施と当該年度の事業報告。
  - (2) 本会議所に関する長期計画の企画ならびに立案。
  - (3) 本会議所と他のLOM、ブロック協、地区協および日本JCとの連絡調整を円滑ならしめ、かつ本会議の充実拡大をはかる。
  - (4) 本会議所を代表して、行政機関、関係団体、および外国よりの来訪者に対する折衝ならびに応援。
  - (5) 定期的な所信発表。
  - (6) 理事長は自己の仕事を円滑におこなう為、セクレタリーをおくことができる。役員はセクレタリーを兼務できない。
  - (7) 理事会開催に関する事項。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、各担当委員会の運営が円滑にいくよう努めなければならない。
4. 理事は、理事会を構成し、本会議所の諸事業を企画、検討する。
5. 専務理事は、予算の執行にあたり全般を管理（予算統制）する直接的責任を理事長に対して負うものとする。
6. 会計は理事が当たり次の仕事を有する。
  - (1) 会費の徴収及び支払等の業務。
  - (2) 公益法人会計基準に従って会計処理し、予算書、決算書を作成すること。
  - (3) 前期について、8月度理事会において、中間決算報告を行わなければならない。
7. 監事は、業務の執行及び財産状況を監査し、必要あるときは、理事長に報告書を提出しなければならない。8月度理事会において、前期の中間監査報告を行わなければならない。

8. 役員は、その当該年度の職務に関しては、決算完了まで引き続きその責務を負うものとする。

### 第3条（理事会）

1. 理事会は定款の定めるところによって、本会議所の事務を決定処理する。
2. 理事会の議事の運営は、原則として、国際青年会議所が採用するロバート議事法にもとづいて行う。

### 第4条（例会）

1. 例会は原則として毎月第3木曜日に開催する。ただし、公開例会においてはこの限りでない。
2. 例会担当理事は、原則として例会終了後次の理事会までに、例会報告書並びに関係書類を作成し、担当副理事長を通じて理事長宛に提出しなければならない。

### 第5条（室）

1. 本会議所はその目的達成に必要な事項を調査・討議及び実施するために室を置くことができる。
2. 室長は理事長が定めた委員会を統括する。
3. 室会議の総括責任者は室長とする。
4. 室会議は必要に応じて開催する。

### 第6条（委員会・特別委員会）

本会議所は次の1 特別会議体 2 委員会を置き、その活動分掌及び機能は次の通りである。

#### （1） 60周年特別会議

60周年を迎えるにあたり、偉大な功績を残された先輩諸兄への感謝を表し、これまでの歩みを振り返る式典および70周年に向けた指針の表明に関する事項並びにそれに付帯する事項

#### （2） まちの遊び創出委員会

DXの加速により人口流動が進む時代の中で選ばれるまちになるために、「遊び」を創出するシステムを構築し、まちの魅力を発信する運動に関する事項並びにそれに付帯する事項

#### （3） インクルーシブソサイエティ構築委員会

誰もが輝ける社会の礎を築くために、地域に障害者雇用を創出するための運動に関する事項及びそれに付帯する事項

2. 委員会は原則として毎月1回以上開催する。

3. 監事・正副理事長・専務理事を除く正会員は、配属委員会の他に本人が希望する1委員会に理事会の議を経て出向することができる。

#### 第7条（連絡会議）

1. 本会議所はその目的達成に必要な事項を調査・討議及び実施するために連絡会議を開催することができる。
2. 連絡会議の総括責任者は副理事長とする。
3. 出席者は理事長の指名する者とする。
4. オブザーバーは、事前に副理事長の許可を得て出席できる。

#### 第8条（出席）

1. 総会、例会毎に正会員の出席率を発表する。  
総会、例会の出席は義務であり、正会員は年間出席率が100%になるよう努力しなければならない。
2. 凡ての会合（総会、例会、理事会、委員会等）に於いて、欠席、遅刻、早退する場合は、予め必ず届出ること。
3. 会員は、主たる会合に出席する際にはJ C バッチを佩用しなければならない。（但し6・7・8・9月の会合に於いて、上着を使用しない場合はこの限りでない。）
4. アテンダンスの該当する会合は次のものとする。
  - (イ) J C I 主催の公会行事に出席した場合。
  - (ロ) 日本 J C 主催の公会行事並びに日本各地 J C の定例会に出席した場合（但し、次回例会日前日迄とする）。
  - (ハ) 理事会の承認を得た場合。
5. 病気（要医師診断書）、海外出張及びその他止むをえない事由のため長期間にわたり出席不能の場合は、休会として出席義務を免除する。但し、休会届を理事長宛提出し、理事会の承認を得れば受理された日より休会扱いとする。（休会は当該年に限ることを原則とする。）但し、会費納入義務を怠ってはならない。休会扱いとして出席義務は免除できる。
6. 例会、総会を年度内3回連続欠席した者については、所属する委員会の委員長が理事会で、欠席理由について述べなければならない。

#### 第9条（褒賞に関する事項）

1. 本会議所の目的達成に著しい功績のあった個人または団体に対して、理事長の決定により褒賞を行う。尚、褒賞の方法等については、その都度理事会で決定する。
2. 総会及び例会の年間出席率100%以上の会員は、表彰する。但し、総会の書面による表決をした者はこの場合出席とは認めない。

#### 第10条（預託金制度）

1. 正会員及び入会予定者は、会員預託金として、最初金30,000円を預託する。
2. 預託者は、諸会費、喜捨金等を会員預託金より振替納入することができる。
3. 預託者は、会員預託金、金8,000円未満となったとき、ただちに金30,000円単位で預託する。
4. 預託者が会員の資格を喪失したときは、会員預託金の残額を返却する。但し、会費納の場合は相殺してその残額を返却する。
5. 預託者は会員預託金残高を閲覧する事ができる。
6. 会員預託金に対しては利息をつけない。
7. 会員預託金より生じた受入利息は本会議所の収入とする。
8. 専務理事及び会計は、預託金の管理をなし、預託者に対して、3ヶ月毎の月末に預託金残高を通知する。ただし、本条3項に該当するときはこの限りでない。

一般社団法人 海部津島青年会議所  
会員資格規定

会員資格規定は、本会議所定款の定むるところに基づき本会議所会員の資格並びにその得喪その他に関する細目を定め、以って運営の円滑を図るを目的とする。

第1条（新入会員加入審議に関する事項）

1. 本会議所に正会員として、入会を希望する者は先ず会員銓衡委員会の議を経たのち入会申込書により、2名以上の正会員の責任ある推薦によって申込みものとする。入会の諾否は、理事長が決定する。  
正会員への入会希望者は、会員銓衡委員会及び理事会の議を経て入会適格者と認定された者が、正会員の入会資格を得る。
2. 会員銓衡委員会は、その都度、理事長が正会員より若干名任命し、理事長の要請により開催する。但し、新会員を推薦せんとする会員は銓衡委員になることはできない。
3. 新正会員を推薦する会員は、次の条件を満たすものでなければならない。
  - (イ) 前年度年間出席率30%以上の者。
  - (ロ) 正会員として2年以上の経験のある者。
  - (ハ) 内1名は、2年以上入会希望者のJC活動にアドバイスできる者。
4. 正会員として入会申込みをなす者は満35歳未満でなければならない。
5. 同一会社より正会員として入会出来る数は2名を限度とする。
6. 新正会員推薦者は、被推薦者の出席並びに会費納付の義務履行について推薦したときから2ヶ年間その責務を負うものとする。
7. 日本JCの会員たる他JCからの移籍による当JCへの入会については、年齢による制限（但し上限）をしない。
8. 理事会が特別の事情ありと認めたものについては、年齢による制限（但し上限）を適用しないことがある。

第2条（会費納入に関する事項）

1. 会員は、入会に際し入会金を、また所定の納期の次の通り会費を納付しなければならない。

入会金	正会員	金30,000円
会費	正会員	金120,000円（年間）
	特別会員	金50,000円（終身会員）
	賛助会員	1口金5,000円（2口以上）
2. 正会員は、毎年前期会費を1月末日、後期会費を7月末日までに納付しなければならない。賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年1月末

までに当該年度分を納付する。

3. 同一会社より、会員の交替申し込みが該当年度にあった場合入会金は免除することができる。
4. J Cボックスに喜捨すべき金員を会費納入の際の併せて徴収することができる。

### 第3条（正会員失格に関する事項）

1. 会員にして、年間出席率30%未満の者は、総務委員会が実情を調査し、理事会の特別決議を経て、総会にて承認されれば、会員の資格を喪失する。
2. 会員にして、1年以上の会費納入義務を履行しないときも前項に同じ。

### 第4条（入会予定者に関する事項）

1. 入会を希望する者は、全員入会予定者とする。
2. 入会予定者はすべての会合に於いて、議決権を有しない。
3. 入会予定者は、正会員の資格を得るためには、その期間中に開催される総会、例会を70%以上及びオリエンテーションの全てに出席をなし、会員銓衡委員会及び理事会の承認を得るものとする。なお、総会、例会については運営規則第8条のアテンダンスの適用を、オリエンテーションについては会員銓衡委員会の定めるメーキャップ事業の適用を認めるものとする。また、第1条の7項を適用する入会予定者については、正会員資格規定に準用する。
4. 入会を希望する者は、事務局まで申し込むこととする。尚、会員募集については、会員拡大にたずさわる委員会がこれにあたる。期間内の費用については、会費と同額を納付しなければならない。

### 第5条（特別会員に関する事項）

1. 特別会員の有資格者は、特定の入会申込書により申し込むものとする。
2. 特別会員は、理事会の承認を得て、特別会費（終身会費）の納入によって終身会員になる。
3. 特別会員は、委員会、理事会を除く凡ての会合に出席することができる。又、本会議所の実施する凡ての行事に参加することができる。  
出席に当たっては、実費を負担しなければならない。但し、出席を義務付けられることはない。
4. 特別会員は、本会議所の発行する、一般社団法人海部津島 J C 会員名簿を購読出来る。  
また、一般社団法人海部津島 J C ニュース等諸種の資料の配布を受けることが出来る。
5. 特別会員が、会員として適当でないと認められた場合には、理事会の決議により退会するものとする。

#### 第6条（名誉会員に関する事項）

1. 名誉会員の資格は、理事会の推薦を受託した時に始まり、満2年間の経過を以って終わる。  
但し、重任及び終身を妨げない。
2. 名誉会員は、委員会、理事会を除く凡ての会合に出席し、又本会議所の実施凡ての行事に参加することができる。  
但し、出席を義務付けられることはない。
3. 名誉会員は、本会議所の発行する一般社団法人海部津島JC会員名簿を購読出来る。  
また、一般社団法人海部津島JCニュース等諸種の資料の配布を受けることが出来る。

#### 第7条（賛助会員に関する事項）

1. 賛助会員は、愛知県津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡並びにその近郊に居住するか若くは事業場を有する、個人又は法人その他の団体であって本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することも望むものでなければならない。
2. 賛助会員として入会を希望する者は所定の申込書により申込みものとする。入会の可否は理事会が決定する。
3. 賛助会員は、本会議所が発行する会員名簿の購読をすることができる、また、本会議所からの情報提供として基本資料及びJCニュースの配布を受けることができる。  
あわせて上記のものに賛助会員として、その氏名及び会社名を記載する。

第8条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

#### 附則

1. 施行期日  
本規定の第5条（特別会員に関する事項）4. 第6条（名誉会員に関する事項）3. 及び第7条（賛助会員に関する事項）5. の変更については、平成15年1月1日から施行する。

#### 附則

1. 施行期日  
本規定の第2条（会費納入に関する事項）及び第5条（特別会員に関する事項）の変更については、平成18年1月1日から施行する。

## 附則

### 1. 施行期日

本規定の第2条（会費納入に関する事項）及び第7条（賛助会員に関する事項）の変更については、平成30年5月10日から施行する。

### 2. 適用

本規定の第2条（会費納入に関する事項）及び第7条（賛助会員に関する事項）の変更については、平成30年1月1日から施行する。

一般社団法人 海部津島青年会議所  
役員選出規定

第1章 総則

第1条 本規定は、役員選出に必要な規定を定めたものである。

第2章 理事長及び監事選出

第2条 理事長及び監事を選考するために、理事長、監事選考委員会を置く。(以下選考委員会と称する。)

第3条 選考委員会は当該正・副理事長・専務理事、及び理事長経験者で構成し、当該理事長が委員長となる。

第4条 選考委員の任期は、8月開催される臨時総会を以って終了する。但し、必要があれば理事会の決議により任期を延長することができる。

第5条 選考委員会は6月30日までに、理事長予定者を選考し本人の承諾を得てすみやかに会員に報告しなければならない。(尚、理事長予定者は当該年度を含む副理事長及び専務理事経験者に限る。)

第6条 選考委員会は6月30日までに、監事予定者を選考し、すみやかに会員に報告しなければならない。尚、監事予定者は、次の条件を満たす者とする。

1. 正副理事長、専務理事経験者(当該年度を含む)。但し、該当者なき場合は、理事経験3回以上の者(当該年度を含む)で次年度正会員の資格を有する者。

第7条 委員長は選考委員会の議事を整理し、委員会を代表し選考及び執行に関して、その責に任ずる。

第8条 選考委員会は、選考に際し候補者の人格、活動状況及び会員としての義務に違反していないかを、十分に検討し公正中立の見地から最高の候補者を選考するよう努めなければならない。

第9条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席した委員の2分の1以上の賛成を以ってこれを決する。同数の場合は委員長が決する。

第10条 選考された監事は、原則として辞退する事ができない。

### 第3章 選挙管理委員会

第11条 理事3名以上5名以内を選挙により選出するため、その選挙の管理、及び執行を行うために選挙管理委員会を置く。(以下管理委員会と称する。)  
また、選出理事の員数においては、管理委員会が決定するものとする。

第12条 管理委員会は、委員長1名、委員3名の定員4名とし、理事会構成員2名と正会員のうち在籍2年以上(当該年度含まず)前年度出席率65%以上の正会員の中から2名を当該理事長が理事会の承認を得て6月30日までに指名する。  
(1) 管理委員会の委員長は理事長が指名する。  
(2) 委員の欠員を生じた場合は、その補充は前号に準ずる。

第13条 管理委員会の任期は、臨時總會終了時までとする。  
但し、理事会の決議により任期延長することが出来る。

第14条 管理委員会は委員の4分の3以上出席により成立し、その議事は出席した委員の過半数を以ってこれを決する。  
但し、同数の場合は管理委員長が決める。

第15条 委員長は管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関してその責を任ずる。

### 第4章 理事の選出

第16条 第11条1項で定めた員数の理事は、一般社団法人海部津島青年会議所正会員の直接選挙により選出する。

第17条 理事の被選挙権は本会議所の正会員の資格を2年以上有する者(当該年度を除く)で、前年度年間出席率30%以上こえるものでなければならない。

第18条 理事の被選挙権者は次のいずれかに該当するものは除く。  
(1) 当該年度を含む正・副理事長及び専務理事経験者  
(2) 当該年度を含む2年連続理事の地位にある者

- (3) 次年度理事長予定者及び監事予定者
- (4) 選挙管理委員

第19条 管理委員会は正会員の資格を調査し選挙人及び被選挙人名簿を作成した後、7月10日までに5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第20条 前条の名簿に脱漏、又は誤載がある場合は、当該有権者に於いて縦覧期間内に理由を記載した文章を以って管理委員会に意義申し立てがあった場合、管理委員会はすみやかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加あるいは更正を意義申し出より2日以内にこれをなし、かつ遅滞なく、その決定を告示しなければならない。但し、縦覧期間後の異議申し出は認めない。

第21条 管理委員会は被選挙人名簿を選挙執行日の5日前までに到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。

第22条 投票は有権者1名につき1票、選挙すべき理事の数だけ連記無記名投票を行う。  
(1) 投票日は7月30日までとする。  
(2) 郵送は普通郵便によるものとし、投票日翌日の午前中消印のあるものまで有効とする。尚、投票の有効・無効は管理委員会に一任する。

第23条 開票は管理委員会立ち合いの上これを行う。

第24条 得票多数の上位者を以って当選者とする。最低同位得票数の場合はJ C在籍の多い者とし、尚かつ同位の場合は年長者とする。

第25条 管理委員会は、当選者が確定した時遅滞なく当選者氏名を理事会及び正会員に通知しなければならない。

第26条 選出された理事は原則として辞退することが出来ない。

## 第5章 理事指名

第27条 理事長予定者は、理事選挙によりその選挙当選者が確定した日から、7日以内に残りの理事を指名する。

第28条 理事長予定者は選挙により選出された理事を含めて、全理事中3分の1以上の役員未経験者を登用するように努めなければならない。

第29条 次の各号に該当する者は、理事長予定者により指名される理事となることはできない。(但し、副理事長予定者、専務理事予定者及び特別委員長予定者はこの限りにあらず)

(1) 当該年度を含む理事長経験者

(2) 当該年度を含む2年連続理事の地位にある者第6章 副理事長及び専務理事の指名

第30条 理事長予定者は、理事指名後、直ちに選挙により選出された理事及び指名された理事の全員の中から副理事長及び専務理事を指名する。

#### 第7章 報告 通知 承認

第31条 理事長予定者は、指名された理事予定者、専務理事予定者及び副理事長予定者の指名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に報告しなければならない。

第32条 理事長は本規定の定めるところによって選考、選出及び指名された役員予定者の氏名をすみやかに全会員に通知しなければならない。

第33条 理事長は当該年度中に開催される総会において選考、選出及び指名された理事予定者を改めて報告すると共に理事予定者の選出に関する経過の概要を説明し総会の承認を得なければならない。

#### 第8章 雑則

第34条 管理委員及び選考委員は管理委員会及び選考委員会の評議内容を公表してはならない。

第35条 管理委員及び選考委員は、役員に指名される事を妨げない。

第36条 JCI・日本JC・地区協・ブロック協の役員並びに委員の派遣はこの規定によらず理事会に於いて決定する。

第37条 前条の役員、並びに委員は、本会議所の役員を兼務することを妨げない。

第38条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附則

1. 本規定は1979年1月1日より施行する。

1. 施行期日

本規定は第6条の変更については、平成17年1月1日より施行する。

一般社団法人海部津島青年会議所  
庶務規定

第1条（事務局に関する事項）

1. 事務局は、事務局長1名を置く。  
当該事務を委員会が運営する場合は、担当委員長を事務局長とする。
2. 事務局長には理事がなり、事務局を統轄する。
3. 事務局員が本会議所の用務で出張する時は、旅費の実費を支給する。
4. 事務局の活動分掌及び機能は、次の事項とする。  
（イ）当会議所の庶務及び運営に関する事項。

一般社団法人海部津島青年会議所  
経理規定

第1章 総則

第1条 (目的) 本規定は、本会議所の経理を公正、明瞭かつ能率的に行うことを目的とする。

第2条 (適用範囲) 本規定は、本会議所の目的を達成するため必要な事業報告にかかる収支に適用する。

第2章 予算

第3条 (予算の作成) 予算は、事業計画に従い担当理事(理事長がこれを指名)が調整、立案し理事会を経て理事長がこれをおこなう。

1. 各事業予算については、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

第4条 (予算の科目) 予算は、収支の性質、目的に従い款・項(目)に区分する。

第5条 (予算の緊急修正) 予算に重要な変更のあるときは、理事会の決議を得なければならない。

第3章 予算の執行

第6条 (予算の流用) 予算の執行にあたり、各款の予算額を相互に流用するときは、第5条に定める手続きを得なければならない。

第7条 (理事長専決事項) 次の事項は、理事長がこれを行う。

- (1) 予算の報告
- (2) 同一款内における項目の予算の流用
- (3) 必要にもとづく予備費の使用
- (4) 必要にもとづく軽微なる予算の変更

上記各項を実施した場合、理事長は次の理事会において承認を求めなければならない。

第8条 (予算科目外の支出) 予算科目外の支出をしようとする場合は、理事会の決議を経

てこれを行わなければならない。

第9条（理事長専決事項の委任）理事長は、実情に応じて次の事項を事務局職員に委任することができる。

- （1）予算にもとづく経常的な収入及び支出
- （2）予算にもとづく物品の購入及びその管理

第10条（委員長の任務）各担当委員長は、所轄事項に関する予算の執行について、これを管理する監督責任を理事長に対して負うものとする。

第11条（専務理事の任務）専務理事は、予算の執行にあたり全般を管理、統制する責任を理事長に対して負うものとする。

（運営規則第2条第5項）

第12条（財務担当理事への委任）理事長は、各担当委員長と事務局との業務執行の過程における管理調整のため、とくに財務担当理事（会計理事）をその任にあたらしめることがある。

#### 第4章 決算

第13条（決算報告書の作成及び提出）理事長は、決算報告書を事業年度終了後すみやかに作成し、総会の7日前までに監事に提出し、監査を受けなければならない。

（定款第44条）

1. 決算報告書は理事会の決議を経て総会に提出するものとする。
2. 各事業の支出過不足額の処理については、理事会の承認を得るものとする。

第14条（決算報告書の作成基準）決算報告書の作成にあたっては、財務諸表体系様式、用語、記載事項については本会議所の慣行を尊重する。

第15条（決算科目）収支決算書の決算科目は、予算科目に従う。

#### 第5章 監査

第16条（監事の監査）監事は、本会議所の内部監査を行う。

1. 監事は、本会議所の監査を行うために帳簿の閲覧謄写を求めることができる。
2. 監事は、総会においてその監査結果を報告しなければならない。

第17条（公認会計士による監査）理事会は、監事の同意を得て会計にかかる監査を公認会計士又は、監査法人に委嘱することができる。

## 第6章 付 則

第18条（細則への委任）本規定の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

第19条（本規定の制定、改廃）本規定の制定、改廃は理事会の決議による。

一般社団法人海部津島青年会議所  
慶弔規定

第1条（目的）本規定は、会員の冠婚葬祭、その他の慶弔見舞に関する事項を規定するものである。

第2条（結婚祝金）会員が結婚した時は、下記の祝金を贈与する。  
10,000円（但し初婚に限る）

第3条（出産祝金）会員に第一子誕生の時は、下記の祝金を贈与する。  
5,000円

第4条（見舞金）会員が疾病、災害にて入院1週間以上、又はそれと同程度の自宅療養をした場合、下記の見舞金を贈与する。  
5,000円

第5条（香典）会員又はその配偶者、父母、子（生後2週間以内の子を除く）が死亡した時は下記の香典を贈与する。

1. 正会員

（イ）本人死亡

10,000円と生花一對

（ロ）配偶者の死亡

5,000円と生花一對

（ハ）両親又は子女の死亡

3,000円と生花一對

（ニ）同居の祖父母の死亡

3,000円と生花一對、伽見舞、弔電

2. 特別会員

（イ）本人の死亡

10,000円と生花一對

3. 賛助会員 会員の死亡

10,000円と生花一對

（但し、賛助役員のうち法人会員の場合は、その代表者のみを適用範囲とする。また、理事長・副理事長・専務理事のいずれも葬儀に参列できない場合においては、弔電を送ることとする。）

第6条（通知義務） 会員は本規定に該当する事項が発生した時は、直接もしくは他の会員を通じて遅滞なく事務局に届け出るものとする。

該当事項の発生会員を周知したる会員もこれに準ずるものとする。

第7条（その他） この規定の解釈に疑義を生じたる場合、又は定められていない事例が生じ時（風水害、火災等）は、正副理事長及び専務理事が協議決定の上理事会に報告する。

第8条 本規定の金額はこれに該当する物品を以って代えることが出来る。

**一般社団法人海部津島青年会議所**  
**基金運用規定**

- 第1条 基金とは、寄付金その他の臨時的収入の積立金をいう。
- 第2条 基金は、一般社団法人海部津島青年会議所の恒久的運営のための財政的基礎の確立のために設ける。
- 第3条 基金の運用は、理事会の決定によるものとし、その結果は、理事長が総会に報告する。
- 第4条 基金は、原則として、経常費に使ってはならない。
- 第5条 基金は、原則として、資産となるものに使用すべきである。  
但し、基金から生じた受入利息については、これを経常費として運用することを妨げない。
- 第6条 本規定は、1968年9月1日から施行するものとする。

**一般社団法人海部津島青年会議所**  
**運営積立金管理運用規定**

第1条（目的） 運営積立金（以下「本積立金」という。）は、一般社団法人海部津島青年会議所（以下「本会議所」という。）の円滑な運営を図るための財政的基盤の維持を目的として設ける。

第2条（安全性の原則） 本積立金の運用にあたっては、常に安全性を考慮して運用を行うものとし、投機的な運用を行ってはならない。また、その運用益は一般会計に繰り入れるものとする。

第3条（取崩し） 本積立金は、次の各号に定めるものに限り、取り崩すことができる。

- 一 本会議所の本質並びに目的にそった各種重要事業に対する援助
- 二 その他財政上特に必要とされる時

第4条（総会の承認） 本積立金の繰入れ及び取崩しは理事会の議決を経て総会の承認を必要とする。ただし、総会の決算承認をもってこれに替えることができる。

第5条（制定・改廃） 本規定の制定・改廃は理事会において定める。

附則

- 1.（施行期日） 本規定は平成17年1月1日より施行する。
- 2.（経過措置） 本規定の施行前に到来した最後の決算期に作成された貸借対照表に記載されている、従前の運営準備金は、取り崩したものを除き、この規定の施行後最初に到来する決算期に作成すべき貸借対照表においては、運営積立金として記載する。

一般社団法人海部津島青年会議所  
J Cボックス規定

第1条 会員が出席その他の義務を怠ったとき、又は慶弔等の場合における「お喜びの表現」はこの規定による。

第2条 (例会)

例会・総会・理事会の欠席その他に関する喜捨を次のごとく定める。

届出欠席 500円

無届欠席 2,000円

遅刻 200円

早退 200円

バッチ着用しない場合 100円

(但し、7・8・9月の会合に於いて上着を着用しない場合はその限りでない。)

前各号の他理事会が特に出席を義務づけた場合には、理事会の議を経て喜捨金を増額することがある。

第3条 (誕生日祝)

誕生日を祝福された会員は、金1,000円をJ Cボックスに喜捨する。

第4条 会員又は所属する事業場等で祝福されることがあった場合、J Cボックスへの拠金を歓迎する。この場合例会において、その披露を行う金額は定めない。

第5条 J Cボックスに拠金された金額は3ヶ月ごとに会計より例会に報告する。

附則

J Cボックスの喜捨は、預託金より振替納入することが出来る。

**一般社団法人海部津島青年会議所**  
**シニア・クラブ規定**

第1条（名称）本会は一般社団法人海部津島 J C（海部津島青年会議所）シニア・クラブと称する。

第2条（事務局）本会の事務局は一般社団法人海部津島青年会議所事務局に置く。

第3条（目的）本会は会員相互の親睦をはかると共に、一般社団法人海部津島青年会議所の活動を支援することを目的とする。

第4条（事業）本会は目的の範囲内において次の事項を行う。

1. 会員総会、世話人会において決定された事項。
2. その他、目的達成に必要な事項。

第5条（入会）一般社団法人海部津島青年会議所の特別会員は全て入会するものとする。

第6条（会費）本会の会費は事業の都度出席会員より徴収する。

第7条（会議）本会は年1回の会員総会を開催し、必要に応じて随時開催する。

第8条（役員）本会は次の役員を置く。

世話人代表 1名

世話人 若干名

役員は本会の運営に当たりその任期は一年とし原則として交代することとする。

第9条（事業年度）本会の事業年度は1月1日より12月31日迄とする。

附則

本規定は1983年7月13日より施行する。

一般社団法人海部津島青年会議所  
分科団体規定

本会議所に次の分科団体を置くことが出来る。

1. 一般社団法人海部津島 J C ファッション部会
2. 一般社団法人海部津島 J C じゃがいもクラブ
3. 一般社団法人海部津島 J C 夫人の集
4. 一般社団法人海部津島 J C ライダースクラブ
5. 一般社団法人海部津島 J C フィッシングクラブ
6. 一般社団法人海部津島 J C ソフトボールクラブ
7. 一般社団法人海部津島 J C スノーボードクラブ

当該年度の代表者名を理事会に報告する。